

仙台市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助事業

目的

民間建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの飛散による健康被害を予防し、生活環境の保全を図ること

制度内容

仙台市内の民間建築物において、吹付けアスベスト等の分析調査や除却工事等(除却、封じ込め、囲い込み又は建築物の除去を行う際の除却等の措置)を行う場合に、その費用の一部を補助します。

柱、梁、天井などに吹き付けられたアスベストの例



吹付けアスベスト



アスベスト含有吹付ロックウール

補助対象

仙台市内の民間建築物で、建築物を所有している個人・中小企業・マンションの管理組合などが対象(大規模な事業者は除く)

補助対象事業

補助対象経費(税抜)

補助金額

分析調査事業

アスベストを含んでいる可能性のある吹付け建材の分析調査費用
(建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施するもの)

補助対象経費の額
(ただし、上限25万円)

除却等事業

吹付けアスベスト等[※]の除却、封じ込め、囲い込み又は建築物の除却を行う際のアスベスト除去等の費用
※ 吹付けバーミキュラ(ひる石)、吹付けパーライトは対象外

補助対象経費の2/3の額
(ただし、上限120万円)

留意事項

- 補助金の申請には、補助対象等の確認のため、事前相談が必要です。相談の際には「配置図」「平面図」「現況写真」をお持ちください。
- 補助件数には限りがあるため、年度の途中であっても申請の受付を終了する場合があります。

仙台市ホームページ

お問い合わせ先

仙台市民間建築物
吹付けアスベスト
除去等補助事業

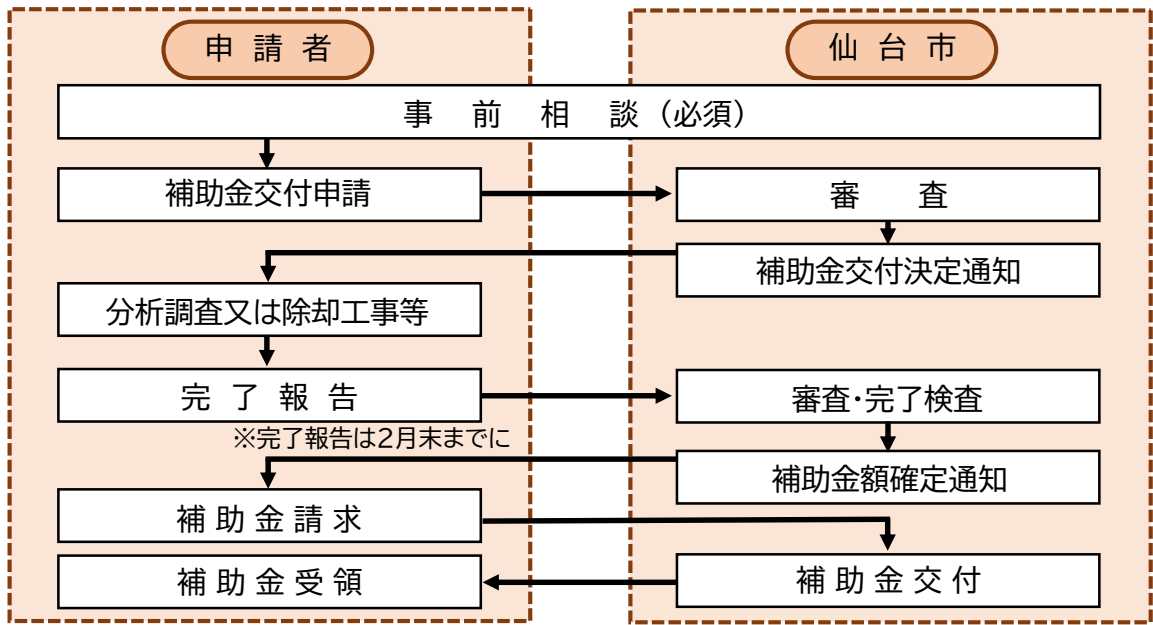


都市整備局建築指導課 建築防災係

T E L:022-241-8323 (直通)

E-mail:tos009420@city.sendai.jp

補助申請手続きの流れ



よくあるQ&A

Q1 アスベストなら全て除去等事業の補助対象になりますか？

A1 補助の対象となるのは、含有率が0.1%を超える吹付けアスベスト又は吹付けアスベスト含有ロックウールです。(屋根、外壁、内装材、塗料は対象外)

Q2 既に吹付けアスベストの除去を行いました、補助を受けることは可能ですか？

A2 「補助金交付決定通知」を受ける前に着手した分析調査や除去工事等は補助対象外です。

Q3 除去等事業のみの補助を受けることは可能ですか？

A3 一定の要件を満たしている場合には、補助を受けることができます場合があります。詳しくはお問い合わせ下さい。

Q4 補助の対象者はだれですか？

A4 建築物の所有者等で、次に掲げる方が対象です。

- ・個人、中小企業、マンションの管理組合(大規模な事業者等は除く)
- ・補助対象建築物について、他の補助を受けていない方
- ・過去に、同一敷地内において、この補助を受けていない方

工事における留意事項(必須)

アスベスト(石綿)含有の吹付け材や保温材、耐火被覆材、断熱材などが使用されている建築物等を解体、改造、補修する作業(除去のほか、囲い込み、封じ込めを行う場合も対象)を行う場合は、**事前に各種届出が必要**です。

<各種お問い合わせ先>

建設工事計画届出、建築物解体等作業届
(労働安全衛生法、石綿障害予防規則)

仙台労働基準監督署
☎ 022-299-9073

特定粉じん排出等作業実施届出
(大気汚染防止法)

仙台市環境局環境対策課
☎ 022-214-8222(直通)

特別管理産業廃棄物管理者の選任・報告
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

仙台市環境局事業ごみ減量課
☎ 022-214-8235(直通)

建設リサイクル法による届出
(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

各区役所 街並み形成課

青葉区	☎ 022-225-7211 (代表)
宮城野区	☎ 022-291-2111 (代表)
若林区	☎ 022-282-1111 (代表)
太白区	☎ 022-247-1111 (代表)
泉区	☎ 022-372-3111 (代表)